

違反対象物に係る公表制度に伴う条例の改正について

1 目的

近年、ホテル、福祉施設、病院などの建物において、多くの死傷者を伴う火災が全国的に発生しています。このような建物について、利用される方自身はその危険性に関する情報を手に入れ、利用される際の判断ができるようにし、火災被害の軽減を図るとともに、建物関係者に防火管理業務の適正化と消防用設備等の適正な設置促進を図ることを目的とし、消防庁から平成25年12月19日付消防予第484号で条例改正の通知が発出されました。

2 公表の対象となる防火対象物

公表対象とする建物は、火災発生時の危険性を考慮し、消防法上の不特定多数の人が出入りする百貨店、ホテル、旅館、病院、福祉施設などの特定防火対象物とし、立入検査において、消防法で設置が義務付けられているにもかかわらず、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備が未設置の建物を対象とします。

3 公表の方法

違反建物の公表は、消防機関が立入検査を実施し、公表対象とする違反内容を認め、その事実を通知した後、その違反内容が是正されていない場合、広く全国の利用者等へ情報提供できるように、本組合ホームページに掲載するとともに、管轄消防署等で紙面での閲覧ができるようにします。

4 公表する事項

公表事項は、公表対象となる建物の名称・所在地・違反内容です。

5 施行日

平成29年4月1日（予定）

6 パブリックコメント

平成28年6月13日から7月12日までパブリックコメントを実施しました。意見の提出はありませんでした。

7 その他

制度の周知に関しては、今後、施行までに、チラシ・広報等を活用して十分周知を行うとともに、違反対象物の関係者には、周知・是正指導を徹底します。